

生活保護法による介護扶助について

令和 8 年 4 月

茨城県福祉部福祉人材・指導課

(照会・問い合わせ先)

茨城県福祉部福祉人材・指導課 保護担当

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

TEL : 029-301-3164

FAX : 029-301-3179

生活保護法による介護扶助

1 生活保護制度の概要

生活保護制度の概要

生活保護は、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度。

生活保護の原理

無差別平等の原理	すべての国民は、生活保護法に定める要件を満たす限り、生活保護法による保護を、無差別平等に受けることができる。
最低生活の原理	生活保護法により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
補足性の原理	保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる。

生活保護の原則

申請保護の原則	保護は、保護を必要とする者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始する。
基準及び程度の原則	保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した保護を必要とする者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行う。
必要即応の原則	保護は、保護を必要とする者の年齢、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行う。
世帯単位の原則	保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

生活保護の仕組み

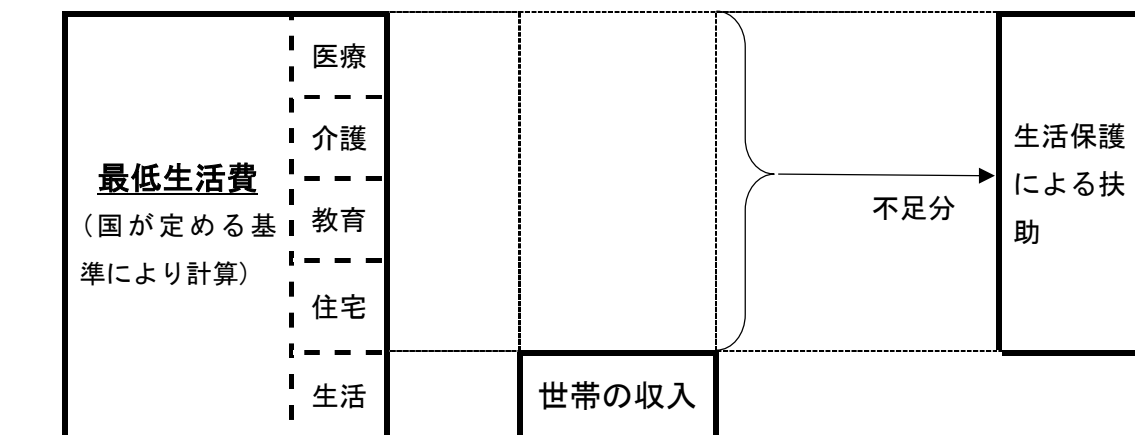
保護の対象となる世帯が必要とする最低生活費の金額（厚生労働大臣が定める基準によって算出）と、世帯の収入や資産を対比して保護の適用を判断する。

最低生活費は、次の8つの扶助により構成されており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが対象となる。（生活保護法第11条第1項）

- ①生活扶助 ②教育扶助 ③住宅扶助 ④医療扶助 ⑤介護扶助
⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助

●保護が受けられる場合

収入が最低生活費を下回る場合、その不足分が生活保護費として支給される。



●保護が受けられない場合

収入が最低生活費を上回るため、生活保護は受けられない。



生活保護の申請及び実施機関

○保護の申請

- ・生活保護を受けるには申請が必要
- ・申請を行うことができるのは、本人か扶養義務者又は同居している親族。
- ・申請は、申請者が居住する市町村を所管する福祉事務所に行く。

なお、町村の場合には町村役場で申請することができる。

○福祉事務所（保護の実施機関）

市：各市の福祉事務所

町村：当該町村を管轄する県の福祉事務所（県北、県南、県西の各県民センター及び福祉相談センター）

2 介護扶助の概要

介護扶助の対象者及び対象範囲（生活保護法第15条の2）

- 対象者：困窮のため最低限度の生活を維持することのできない介護保険法に規定する要介護者、要支援者及び居宅要支援被保護者等
- 対象範囲：介護保険の給付対象となる介護サービスと原則同範囲・同程度
 - ①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
 - ②福祉用具
 - ③住宅改修
 - ④施設介護
 - ⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
 - ⑥介護予防福祉用具
 - ⑦介護予防住宅改修
 - ⑧介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法に規定する第1号介護予防介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
 - ⑨移送

介護方針及び介護報酬（生活保護法第54条の2第5項、施行令第6条）

- 介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例による。
- 支給限度額を超えるサービスは認められない。

介護扶助の方法（法第34条の2）

- 介護扶助は、原則として現物給付による。
 - 居宅介護、施設介護等は介護扶助指定介護機関に委託して実施。
 - 指定介護機関に対しては介護券を発行。
- 福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）、住宅改修（介護予防住宅改修）、移送など一部に金銭給付あり。

介護扶助の給付（利用）手続き

- 福祉事務所へ申請
 - ・介護保険の被保険者：保護申請書（居宅サービス計画の写し（居宅介護の場合）等、被保険者証の写し添付）
 - ・介護保険の被保険者以外の者：保護申請書のみ（添付書類不要）

生活保護と介護保険との関係等

○生活保護受給者が介護サービスを受ける場合の関係整理表

	40歳以上64歳以下の被保護者		65歳以上の被保護者
	医療保険未加入者	医療保険の被保険者	
介護保険の適用	介護保険の被保険者とならない (被保護者は国民健康保険適用除外のため、国保以外の医療保険加入者を除き、介護保険の被保険者とならない。)	介護保険の第2号被保険者 (国民健康保険以外の医療保険加入者)	介護保険の被保護者第1号
要介護認定	生活保護法に基づき要介護認定	介護保険法に基づき要介護認定	
居宅サービス計画の作成	生活保護法の指定介護機関に作成委託	介護保険法に基づき作成 ・自己作成は不可 ・生活保護法の指定介護機関による作成でなくても可	
	支給限度額以内の居宅サービス計画に限る		
介護サービスに係る給付	介護扶助により全額給付	利用者負担部分（1割負担部分と施設介護の場合の食費分（負担限度額分）について介護扶助により給付）	
	生活保護法の指定介護機関からのサービスに限る。（原則）		

(注) 1 介護扶助による給付については、本人支払額が生じる場合がある。

2 他の法令による給付がある場合には、それらの給付及び介護保険の給付が優先

以上を整理すると以下のとおりとなる。

○被保護者に係る介護給付

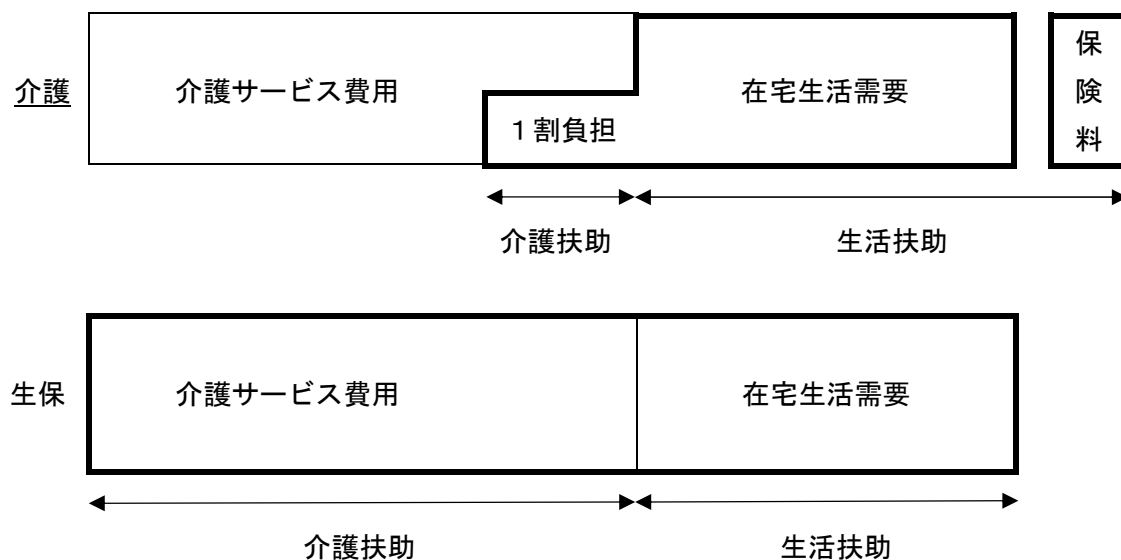
生活保護受給者であっても、「65歳以上の者」及び、「40歳以上65歳未満の者であって医療保険加入者」は介護保険の被保険者となり、補足性の原理により介護保険からの給付が優先し、自己負担分について介護扶助として生活保護からの給付となる。

○被保険者以外の者に係る介護給付

生活保護受給者で、40歳以上65歳未満の者であって、医療保険未加入のため介護保険の第2号被保険者となれない者が、要介護者及び要支援者となる場合には、介護扶助として10割全額を生活保護から給付する。

【費用負担の例】

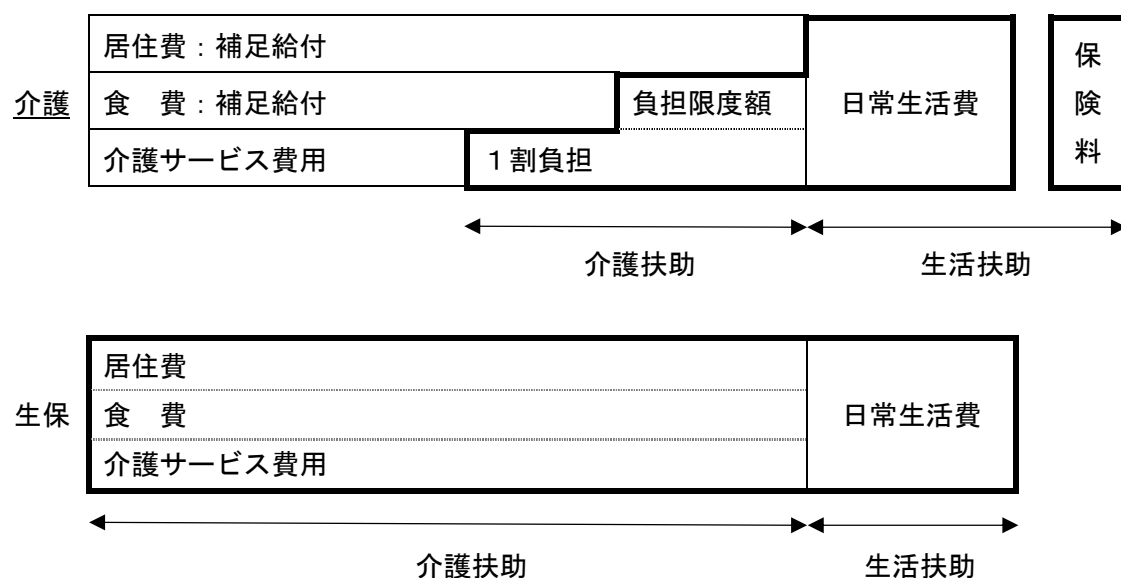
○居宅介護サービス



※在宅生活需要に係る扶助＝生活扶助、住宅扶助等

認知症対応型共同生活介護の利用料（家賃相当）＝住宅扶助

○施設介護サービス



(注) 1  の部分が生活保護法による給付

2 介護 = 介護保険の被保険者の場合（第1号被保険者の例）

3 生保 = 介護保険の被保険者以外の者の場合

3 指定介護機関

指定介護機関

○ 介護扶助による現物給付（居宅介護〔居宅介護支援を含む〕、介護予防介護〔介護予防支援を含む〕及び施設介護）は、生活保護法による指定を受けた介護機関（指定介護機関）に委託する。

○ 介護機関の指定は、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降、新たに介護保険法に基づく指定を受ければ、生活保護法等による指定を受けたものとみなされ、申請手続きは不要となった（「別段の申出」をすることにより、指定を受けないことも可能）。

なお、平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けた介護機関については、従前のとおり生活保護の指定介護機関の申請が必要。ただし、すでに生活保護の指定介護機関の指定を受けている場合は、その指定は継続される。

○ 令和8年4月より以下の手続きは簡素化。

- ・名称等の変更、事業の廃止、休止又は再開の届出：介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなす。
- ・介護保険法による指定等の執行・効力停止：生活保護法の指定の効力が連動して失効し、又は効力が停止する。

指定介護機関の指定基準

(1) ①申請のあった者のうち、②介護保険法の規定による指定又は許可を受けているものであって、③介護扶助のための介護について理解を有していると認められること。

(2) 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。

※ 食事及び居住費（滞在費）の負担限度額は「利用者負担第1段階」が適用される。介護保険法で規定される基準費用額を超える提供はできない。また、特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超えた額の請求はできない。

※ ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室は、負担限度額が発生する場合には、原則として利用を認めない。

(3) 生活保護法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として、指定取消しの日から5年以上経過したものであること。

(4) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定

施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料（家賃、部屋代に相当するもの）が住宅扶助により入居できる額であること。

指定の種類等

○指定の種類 ３８種類（介護保険による指定と同種）

施 設 ・ 事 業 者	指 定
施設介護	施設ごとに指定
居宅介護 介護予防 福祉用具 介護予防福祉用具	サービスの種類及び当該種類に係る事業を行う事業所ごとに指定
居宅介護支援 介護予防支援（地域包括支援センター）	事業所ごとに指定

指定介護機関によるサービスの提供・介護報酬の請求等

○サービスの提供等

- ・生活保護法介護券を確認の上、サービスを提供する。
- ・介護券に「本人支払額」が記載されている場合には、介護保険給付部分（介護保険給付の利用者負担部分〔施設介護の場合の食費の負担限度額を含む。〕）についてその額を本人から徴収する。

○介護報酬の請求

介護給付費清木雄明細書に生活保護法介護券から必要事項を転記したうえで、サービス提供月の翌月１０日までに国保連に請求する。

○介護券の保管・処分

介護券を５年間保管し、その後指定介護機関において処分する。

指定介護機関の義務等

○介護担当義務

- ・福祉事務所長等から委託を受けた要介護者及び要支援者について誠実かつ適切にその介護を担当すること。
- ・指定介護機関介護担当規程の規定に従うこと。
- ・生活保護法第５４条の２第４項において準用する同法第５２条第２項の規定による介護方針により、介護を担当すること。

○介護報酬に関する義務

- ・要介護者について行った介護に対する報酬は、生活保護法第５４条の２第４項に

において準用する同法第52条第2項に基づき、所定の請求手続きにより請求すること。

- ・介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について知事の審査を受けること。
- ・知事の行う介護の報酬の額の決定に従うこと。

○指導に従う義務

- ・要介護者の介護について知事の行う指導に従うこと。
- ・介護サービスの内容及び介護の報酬請求の適否に関する厚生労働大臣又は知事の報告命令に従うこと。
- ・厚生労働大臣又は知事がその職員に行わせる立入検査を受けること。

○届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、変更、休止、廃止等の事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

ただし、介護保険法による変更の届出等があった場合に、生活保護法上の届出もあったものとして取り扱う。また、介護保険法による指定の取消し等が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等も連動するよう取り扱う。

事業所開設後の届出

届出を要する事項		変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届
1	開設者の名称・氏名の変更	○				
2	開設者の主たる事務所の所在地の変更	○				
3	事業所（施設）の所在地の変更	○				
4	事業所（施設）の名称の変更	○				
5	事業の廃止		○			
6	事業の休止			○		
7	事業の再開				○	
8	指定の辞退					○

○届出書の様式は、下記のサイトからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/shakai/fukushi/index.html>